

国内経済要録

◇公共事業の契約促進措置

政府は、3月26日、46年度の公共投資関係事業の執行を可及的に上半期に繰り上げて実施することにつき、概要次のとおり閣議決定を行なった。なお、大蔵省では、これら関係事業予算(41,395億円)について、その72.2%を上期中に契約する目標をたてている(これまでの上期中契約率実績、41年度74.9%、42年度65.4%、43年度65.0%、44年度68.1%、45年度65.4%)。

- (1) 促進措置の対象……一般会計、特別会計、公社、公団等の公共投資関係事業。
- (2) 事業施行促進の目標……上半期末までに関係事業予算現額のおおむね72%につき契約を完了することをめどとする。
- (3) 目標達成のための措置
 - イ. 一般会計および特別会計の支出負担行為実施計画や政府関係機関の事業計画、資金計画等の立案、承認事務をすみやかに完了する。
 - ロ. 財政投融资計画の施行促進についても、関係機関の協力を要請するほか、事業の進捗に応じて資金の円滑な交付を行なうものとする。
 - ハ. 地方公共団体にも、国の措置に即応して事業促進のための必要な措置を講ずるよう要請する。そのため、国においても地方公共団体に対する補助

公共事業等の上半期における事業施行促進目標

(単位・億円)

区 分	対 象 額	契 約 目 標 率
I 一般会計・特別会計		%
1. 一般会計		
(1)公共事業関係費	5,619	68.8
(2)公立文教施設整備	548	72.3
(3)官庁営繕等	611	77.5
小 計	6,778	69.9
2. 特別会計		
(1)公共事業関係費	11,330	65.3
(2)施設整備費	1,061	66.6
小 計	12,391	65.4
計	19,169	67.0
II 政府関係機関	13,081	80.4
III 公団および事業団	9,145	71.5
合 計	41,395	72.2

金等の概算払について所要の特別措置を講ずるほか、地方債許可事務を促進するものとする。

◇預金保険法の成立

預金保険法は、3月10日成立、4月1日に公布された。その概要は次のとおり。

1. 目的

預金の大衆化の進展、金融機関相互間の業務の関連度の増大、経済の国際化に伴うわが国をめぐる経済環境の変化等の事態にかんがみ、各種金融機関が一体となって預金者保護に万全を期するとともに、信用秩序の維持に資するため、金融機関の経営の万一の破たんの場合を考慮して預金保険の制度を創設する。

2. 内容

(1) 預金保険機構の設立

預金保険事業を行なう法人として、預金保険機構(以下機構という)を設立する。その組織、運営等の概要は次のとおり、

- イ. 資本金は、政府、日本銀行および民間金融機関の3者が各150百万円を出資、計450百万円とする。
- ロ. 機構に役員として理事長、理事および監事を各1名置き、理事長には、日本銀行副総裁をもってあてる。
- ハ. 機構は、(2)の規定による保険およびその付帯業務を行なう。
- ニ. 機構は、保険金の支払につき必要があると認めるときは、500億円を限度として、大蔵大臣の認可を受けて日本銀行から資金の借入れをすることができる。

(2) 預金保険制度の概要

- イ. 対象となる金融機関は、銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、相互銀行、信用金庫および信用協同組合とする。
- ロ. 金融機関が預金等に係る債務を負うことにより、各預金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該預金等の払戻しにつき、機構と当該金融機関および預金者等との間に保険関係が成立するものとする。
- ハ. 上記保険金の額は、預金、定期積金、掛金および元本補てんの契約のある金銭信託(貸付信託を含む)の元本の額を、各預金者につき各金融機関ごとに合算した金額のうち、政令で定める限度(100百万円)をこえない金額に相当する金額とする。
- ニ. 金融機関は、保険料を毎営業年度開始後3か月以内に機構に納付する。

◇貸付信託法の一部改正について

貸付信託法の一部を改正する法律が3月10日成立した。本件改正は、昨年金融制度調査会の答申に沿ったもので、最近における産業構造の変化、資金需要の多様化に伴う国民経済の要請に即応しうよう、貸付信託の資金を供給する分野を拡大するとともに、支払準備の充実等に資するため、信託財産の運用方法として、有価証券の取得を認めることとしたものである(4月1日公布)。その概要は次のとおり。

(1) 融資対象の拡大

融資対象は、従来は「資源の開発その他緊要な産業」となっていたが、これを広く「国民経済の健全な発展に必要な分野」と拡大した。

(2) 信託財産の運用方法の改正

信託財産の運用は、従来は原則として貸付および手形割引による方法に限定していたが、今後は、このほか支払準備その他の必要があると認められる場合には、有価証券の取得の方法により運用することができることとした。

◇外国為替公認銀行に対する外貨預託について

大蔵省では、最近における内外金融情勢の推移にかんがみ、現行の輸入金融措置を次のとおり拡充することとし、3月11日から実施した。

- (1) 外国為替資金特別会計は、外国為替公認銀行に対し、外貨の売却(日本銀行貸付による円資金を対価とするスワップ取引)を行なう際に、これと同額の外貨を供給する。

- (2) 外国為替資金特別会計が供給する外貨の金利は、海外金利を比較衡量して決定する。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状 つき	信用状 なし
改訂前(3、4か月もの)	6.5%	6.75%
3月9日以降(〃)	6.375%	6.625%
19日〃(〃)	6.5%	6.75%
29日〃(〃)	6.625%	6.875%
4月1日〃(4か月もの)	6.75%	7.0%
3日〃(3か月もの)	6.75%	7.0%

◇米ドル建現地貸金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、最近における米国短期金利の動向にかんがみ、米ドル建現地貸金利を次のとおり改訂した。

	一般	優遇
改訂前	7.375%以上	7.125%以上
3月16日以降	7.125%	6.875%
3月24日〃	6.875%	6.625%